

業務継続計画(BCP) の作成について

BCPとは

- B C P 【Business Continuity Plan】 = 業務継続計画

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になる。



世界規模の感染症の流行や大規模災害の発生時に、**重要業務の継続、中断した業務の早急な復旧**を目的とした、方針、体制、手順等を示した計画。

社会福祉施設等における 業務継続計画（BCP）について

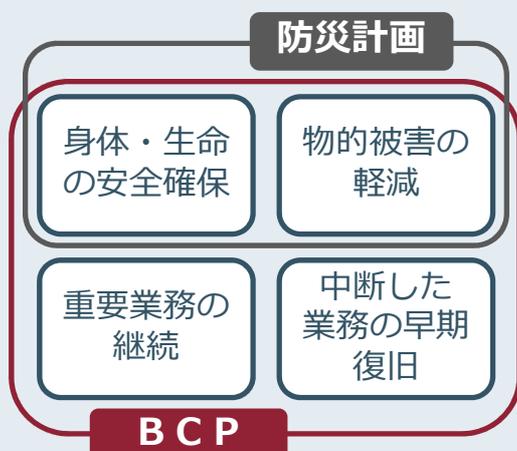
- 社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者は、日常的な支援が必要であるため、自然災害による電気・ガス・水道等のインフラの障害や感染症の流行による衛生用品の不足や人員の欠如が発生した場合、生命・身体に著しい影響を及ぼす恐れがある。



- 大規模災害や感染症発生時において業務を適切に実行するためにはBCPを策定することが非常に有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しを行い、当該計画等の策定・研修の実施・訓練（シミュレーション）の実施等が令和6年4月1日より義務付けられた。（令和6年3月31日までは努力義務。）

従来防災計画との違い

①目的



②考慮・対策する対象

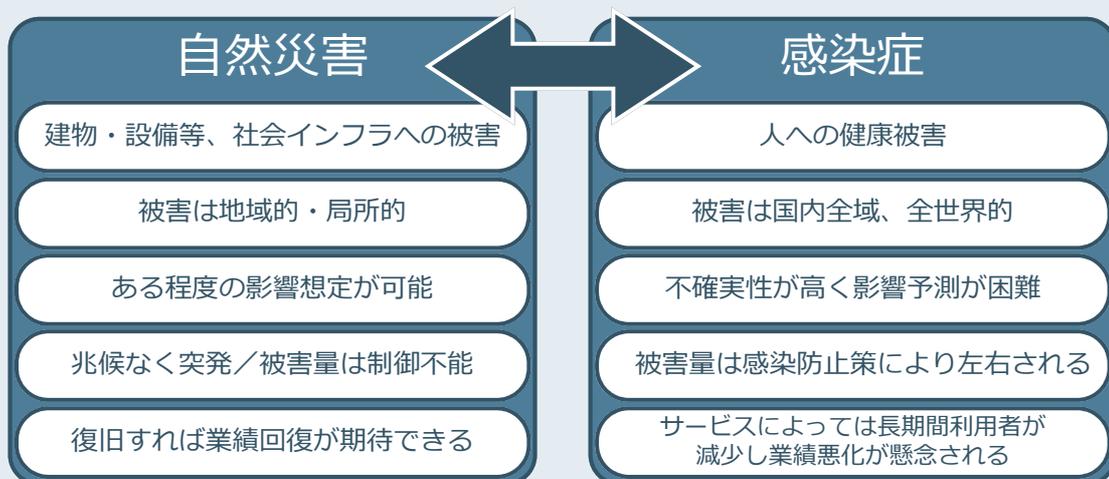


従来の防災計画との違い

- 従来の防災計画で定める緊急連絡先や備蓄表などに加え、業務継続のために重要度に応じて業務を事前に分類し、人員状況に応じて縮小・休止を視野に入れた対応ができる点が特徴となっている。



自然災害BCPと新型コロナウイルス等感染症BCPの違い



BCP策定のポイント

体制の構築

- 全体の意思決定者や各業務の担当者の指定
- 関係者の連絡先や連絡フローの整理

感染者対応

- 感染者発生時の対応について整理/シミュレーション

職員確保

- 事業所内・法人内における職員確保体制の検討
- 関係団体や都道府県等への早めの応援依頼

業務の優先順位

- 職員の出勤状況に応じた、業務の優先順位の整理

周知・研修・訓練

- 研修/シミュレーションの実施
- 定期的な見直し

業務継続計画の策定等

指定障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時に、業務継続的実施するたため、非常時に業務継続計画を開く必要がある。

2 指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対しても、業務継続計画について、定期的な実施し、必要研修及び訓練を定期的に見直しを行い、業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

・基準省令...平成18年厚生労働省令第171号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の提供に際しての障害福祉サービス等に関する基準 第三十条の二（一部改変）

※令和6年3月31日までは努力義務
 令和6年4月1日から義務化

研修・シミュレーションにおける BCPの共有

自然災害

- インフラ・設備・納品が止まった場合、責任者が不在の場合など、様々な状況を想定したシミュレーションを行う

感染症

- 生活空間の分けについて、各事業所の構造・設備を踏まえて想定
- 医療機関と連携し、障害者対応に向けた事業所内研修の実施や事業所見学を実施

定期的な研修の中でBCPの共有・周知・確認を行い、必要に応じて再検討を行う

参考資料等

- 厚生労働省 | 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiigo/kaiigo_koureisha/douga_00003.html
- WAMNET | 4.BCP（業務継続計画）
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

○障害福祉サービス事業所等における業務継続計画について

1 業務継続計画

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。第一に、業務を中断させないように準備する、そして万が一業務を中断した場合でも優先業務を適切に実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。

2 社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気・ガス・水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人員、飲料水・食料・マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などを確保しつつ、感染防止対策をしながら継続的なサービス提供が求められます。

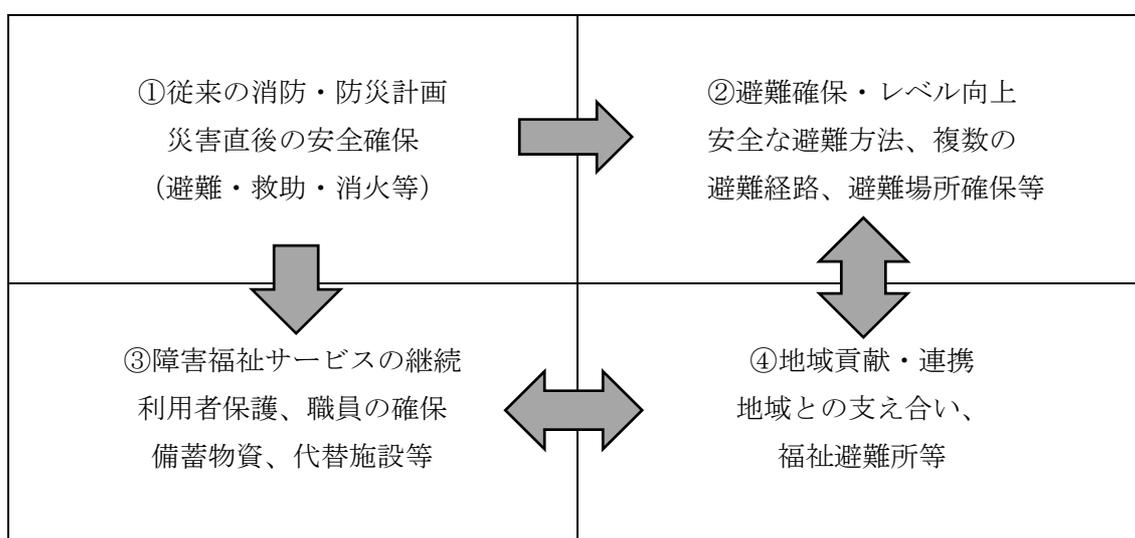
大規模災害や感染症発生時において業務を適切に実行するためにはBCPを策定することが非常に有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しを行い、当該計画等の策定・研修の実施・訓練（シミュレーション）の実施等が令和6年4月1日より義務付けられました。（令和6年3月31日までは努力義務）

3 防災計画と自然災害BCPの違い

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」です。一方BCP作成においては、先述の「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」に加えて「優先順位の高い重要業務の継続または早期復旧」を主な目的にしており、考慮・対策する対象の範囲も、前者は自社の拠点（事業所）に限定されますが、後者は自社全体に留まらず、委託先や調達先などの関係各所に及びます。

つまり、BCPの作成に当たっては、防災計画をベースに、重要業務の継続・復旧に必要なフローと、そのために調整すべき関係各所との事項を盛り込むことが好ましいといえます。

	防災計画	B C P
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を最小限にすること 「死傷者数」 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、以下を含む ・重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ・経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ・利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）



4 自然災害BCPと新型コロナ等感染症BCPの違い

○要求される情報リテラシーのレベル

感染の流行影響は、不確実性が高く予測が困難です。それでも、利用者・職員への感染リスク、業務を継続する社会的責任、事業所を運営していくための収入の確保などの観点を踏まえて業務継続レベルを判断していく必要があります。そのため、正確な情報を収集し、その都度的確に判断を下していくことが事業者には求められます。

○人員確保の難易度

建物設備やインフラなどの“モノ“に甚大な被害を及ぼす自然災害と違い、新型コロナウイルス等感染症では”ヒト”への影響が大きくなります。そのため、感染拡大時の職員確保策をあらかじめ検討しておくことが重要です。また、物流の混乱などの理由から感染予防に必要な物資の不足が起こり得ることから、平常時から備蓄を進めておくことが必要です。

項目	自然災害	新型コロナ感染症
事業継続方針	◎できる限り事業の継続・早期復旧を図る ◎サービス形態を変更して事業を継続	◎感染リスク・社会的責任・経営状況を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	◎主に建物・設備等、社会インフラへの被害	◎主に人への健康被害
地理的な影響範囲	◎被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	◎被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	◎過去事例等からある程度の影響想定が可能	◎長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	◎主に兆候がなく突発する ◎被害量は制御不能	◎海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ◎被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	◎事業を復旧すれば業績回復が期待できる	◎集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

○感染防止策

新型コロナ感染症BCPにおいては、上記の職員確保策に加え、感染防止策についてもあらかじめ検討し、適切に実施しておくことが重要です。

自然災害が発生した場合は、インフラ停止などによる一部の業務の休止や、避難誘導・安否確認などの災害対応業務の発生のため、通常業務自体の量は減少する傾向があります。一方、大規模な感染症が発生した際には、新型コロナウイルス等感染症の際に見られたように、職員自身が感染・濃厚接触等により出勤できないケースが想定されます。人員が減少する一方で通常業務が急減することはなく、むしろ感染対策等の業務が

一時的に増加するため、通常業務の執行に必要なリソースが不足することが予想されます。

そこで、新型コロナウイルス等感染症BCPでは、職員不足時であっても、健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持し、感染者（感染疑いや濃厚接触者を含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続させることが目標のひとつとなります。

5 障害福祉サービス事業者求められる役割

【自然災害発生時】

○利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、相対的に体力が低い障害者もいます。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となります。

○サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。入所・入居系サービスは利用者に対して「生活の場」を提供しているため、被災時にサービスの提供が困難になると、利用者の健康・身体・生命が急速に脅かされることとなります。被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合だけでなく他へ避難する場合も視野に入れて、関係各所との調整や準備を進めることが必要となります。

また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

○職員の安全確保

自然災害発生時に復旧や業務継続を図るにあたり、職員が長時間勤務や精神的打撃などの過酷な労働環境に晒される懸念があります。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

○地域への貢献

障害福祉サービス業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

【新型コロナ等感染症発生時】

○利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、相対的に体力や免疫力が低い障害者もいま

す。いったん集団感染が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、利用者の安全確保に向けた感染防止策をあらかじめ検討しておき、確実に実行する必要があります。

○サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。したがって、入所・入居系サービスや訪問事業所においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要です。また、通所事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

○職員の安全確保

感染拡大時に業務継続を図ることは、職員が感染するリスクを高めることとなります。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の感染防止のために適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

6 BCP策定のポイント

○事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築

感染者（感染疑い者）発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなります。そのためには、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要です。

○感染者（感染疑い者）が発生した場合の対応

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染者（感染疑い者）が発生した場合でも、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。そのため、感染者（感染疑い者）発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行うことが有用です。

○職員確保

新型コロナウイルス感染症では、職員が感染者や濃厚接触者となること等により職員が不足する場合があります。濃厚接触者とその他の利用者の支援等を行うに当たっては、可能な限り担当職員を分けることが望ましいですが、職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切な支援の提供だけでなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要です。そのため、事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県等への早めの応援依頼を行うことが重要です。

○業務の優先順位の整理

職員が不足した場合は、感染防止対策を行いつつ、限られた職員でサービス提供を

継続する必要があることが想定されます。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況に応じて優先度が高い業務から優先して行っていけるように、業務の優先順位を整理しておくことが重要です。

○計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

BCPは、策定するだけでは実効性があるとは言えません。危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要があります。また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です。

7 計画の整備について

○平成18年9月29日厚生労働省令第174号 第33条の2【業務継続計画の策定等】
(障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

「指定居宅介護事業者（各サービスに当てはまる）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。」

※令和6年3月31日までは努力義務／令和6年4月1日から義務化

○解釈通知 第33条の2【業務継続計画の策定等】

「業務継続計画には、次頁の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。」

●感染症にかかる業務継続計画

- ・平時からの備え
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立

●災害時に係る業務継続計画

- ・平常時の対応
- ・緊急時の対応
- ・他施設及び地域との連携

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

8 研修・シミュレーションについてBCPの共有

○BCPの内容に関する研修

平時からBCPの内容に関する研修を実施。

インフラ・設備・納品が止まった場合、責任者が不在の場合など、様々な状況を想定したシミュレーションを行うことにも留意が必要です。(自然災害)

生活空間の区分けについて、多機能型簡易居室の整備等も含め、各事業所の構造・設備を踏まえて想定。(感染症)

医療機関と連携し、障害者対応に向けた内部研修の実施や事業所見学を実施。(感染症)

○BCPの内容に沿った訓練

感染者や濃厚接触者が発生したことを想定し、個室管理や生活空間等の区分け等、感染対策実施訓練(シミュレーション訓練)を行っておくことが重要です。

参考文献

- ・厚生労働省 | 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00003.html

- ・WAMNET | 4. BCP (業務継続計画)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)